

令和2年4月30日

保護者各位

羽曳野市市長公室こども未来室こども課

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る特別保育及び  
保育料の日割り計算等の実施期間の延長について

平素より本市保育行政にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

先日、国の「緊急事態宣言」を受けて、保育料等の取り扱い及び特別保育の実施等について、お知らせさせていただいているところです。

国において、緊急事態宣言の延長を検討されておりますが、緊急事態宣言が解除される解除されないに関わらず、下記のとおり実施期間を延長いたします。

## 記

### 1. 特別保育の実施期間について

令和2年5月24日（日）まで延長いたします。

※引き続き、家庭保育にご協力をいただき、次のいずれかに該当し家庭において保育する者がいない園児に限り保育を提供いたしますのでご了承願います。

①医療関係の業務に従事している方

②社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方

- ・生活必需品販売 ・飲食店 ・宿泊施設 ・交通機関 ・工場
- ・金融機関 ・官公署 ・保育施設等 等

③ ①又は②に該当しないが、ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な方

※家庭において、祖父母等に保育をお願いできる場合は特別保育を実施いたしません。

### 2. 保育料等の日割り計算を行う期間について

令和2年5月31日（日）まで延長いたします。

※5月分の保育料等においても、4月分の保育料等と同様に一旦保育料等を全額納めていただき後日差額の精算を実施いたします。

※給食費の取り扱いについては、公立施設は羽曳野市、民間施設は各園にお尋ねください。

**国及び府の動向を踏まえながら、再度実施期間を延長する場合は改めてお知らせいたします。**

担当（お問合せ）

羽曳野市市長公室こども未来室

こども課 教育保育給付担当

TEL 072-958-1111(内線 1231, 1233, 1235, 1254)